

令和6年度第10回 山口市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和6年12月13日(金)午前9時30分～午前10時50分

2 場 所 山口森林ふれあいセンター 会議室

3 出席者 (1)出席委員(農業委員19名中16名)

荒瀬 澄枝、伊藤 良一、上田 正士、小野 悟、小野 基之、
片山 潤之、賀屋 忠之、徳田 文雄、長尾 誠大、中川 恵美子、
中野 克俊、藤原 敏郎、八木 学、安田 敏男、安野 正純、
吉武 和子

(2)欠席委員(3名)

井上 浩一郎、恒冨 竹司、西村 健

(3)事務局

塚本局長・政田参事・藤田主幹・多田主幹・小倉主事

(4)会議傍聴人

4 会議 (1)議事録署名委員指名

(2)議案審議

(3)その他連絡事項

会長

皆様、おはようございます。

これより令和6年度第10回総会を開会いたします。

本日の出席委員は、19名中、出席16名で、委員の過半数の出席がありますので、本日の会議は成立しております。

最初に、議事録署名委員を指名いたします。

徳田 文雄(とくだ ふみお) 委員 及び、

中川 恵美子(なかがわ えみこ) 委員 をお願いいたします。

まず、審議を保留しておりました令和6年度第9回総会農地法第5条の議案第17号、議案第27号及び議案第32号から議案第36号についての継続審議を始めます。事務局より説明をお願いします。

事務局

議案1ページをお開きください。合わせて、参考位置図1ページを御覧ください。

議案第1号、令和6年度第9回総会農地法第5条議案第17号、下小鯖、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

この事案につきましては、申請人より、必要な資料が準備できないとの申し出があり、審議保留としておりましたが、この度、必要な書類が提出されたため、北部地区協議会で審議を行ったものです。

議案第2号、令和6年度第9回総会農地法第5条議案第27号、陶、用途地域内の第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

この事案につきましては、土地利用計画図及び被害防除計画に不備があるため、審議保留としておりましたが、この度、修正された土地利用計画図及び被害防除計画が提出されたため、川東地区協議会で審議を行ったものです。

なお、この事案につきましては、都市計画法に規定する開発許可と同時施行といたします。以下、都市計画法による開発許可と同時施行の場合は、単に開発許可と同時施行と説明いたします。

議案第3号から議案第7号、令和6年度第9回総会農地法第5条議案第32号から第36号につきましては、同一事業者による事業のため、一括で説明させていただきます。

議案第4号、議案第6号、議案第7号、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に太陽光発電設備を設置するものです。

議案第3号、議案第5号、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備工事のための車両進入路、駐車場、資材置場を整備するものです。

なお、この事案につきましては一時転用であり、申請人からは令和7年11月30日を期限とする原状回復誓約書が提出されています。

この事案につきましては、事業計画書及び土地利用計画図の実現性に問題があるため、審議保留としておりましたが、この度、修正された事業計画書及び土地利用計画図が提出されたため、川西地区協議会で審議を行ったものです。

以上の議案につきましては、記載された内容が審査基準に適合していることが確認でき、また、北部、川東、川西地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願いいたします。

会長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いいたします。

事務局

議案第2号について、川東地区協議会の審議内容を補足説明させていただきます。

参考位置図2ページをご覧ください。申請地南側の耕作者より、大雨の時など、南の道路、国道2号線の側道になりますが、そちらが冠水し通行止めになる時があり、その時は南側の農地まで雨水が流れることがあることから、今回転用されて農地の保水能力が無くなると、流れる頻度が上がる不安があるので、開発時に整備する水路では問題がある旨の意見が、地元委員にありました。川東地区協議会にて、地元委員より、今の計画では許可相当とはできないのではないか、という審議がなされましたが、冠水は現在も起こっており、市担当課も把握しているとのことなので、今回の審議で問題とすることは難しいことと、そ

の農業者は、開発許可申請に、隣接所有者、水利利用者として同意をしていることから、まずは本人が申請事業者等に意見を述べるべきとの話になりました。その結果、計画が変更になったならば再度審議になりますし、変更がなければ、土地利用計画図、流量計算書など提出されている資料で、そのまま審議することとなりました。

川東地区協議会後に、推進委員が南側の土地所有者と連絡をとったところ、すでに同意をしたのは間違いないので、撤回まではしないとの回答を得まして、陶の農業委員・推進委員で協議していただいたところ、現状では許可相当という結論になりました。

事務局としまして、提出された土地利用計画図等に不備がなく、開発許可申請において、隣接者として同意が出された状態では、不許可理由がありませんので、許可相当であると考えます。補足説明は以上です。

【意見等なし】

会長

特に意見が無いようですので、以上で継続審議に係る議案審議を終わります。

只今審議しました議案について採決を行います。全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手】

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第5条に係る議案のうち議案第1号及び議案第2号については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った上で「許可」とし、議案第3号から議案第7号については「許可」といたします。

それでは、農地法第3条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第3条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案6ページをお開きください。合わせて、参考位置図4ページを御覧ください。

申請地、申請人、申請事由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第8号、仁保下郷、無償移転です。
申請人は、市内に居住する者です。
取得後の経営規模は7アールとなります。

議案第9号、上小鯖、有償移転です。
申請人は、市内に居住する者です。
取得後の経営規模は158アールとなります。

議案第10号、宮野下、無償移転です。
申請人は、市内に居住する者です。
取得後の経営規模は2アールとなります。

議案第11号、宮野下、有償移転です。
申請人は、市内に居住する者です。
取得後の経営規模は69アールとなります。

議案第12号、平井、無償移転です。
申請人は、市内に居住する者です。
取得後の経営規模は552アールとなります。

議案第13号、朝田、無償移転です。
申請人は、市内に居住する者です。
取得後の経営規模は2アールとなります。

議案第14号、朝田、有償移転です。
申請人は、美祢市内に居住する者です。
取得後の経営規模は24アールとなります。

議案第15号、秋穂東、有償移転です。
申請人は、市内に居住する者です。
取得後の経営規模は24アールとなります。

議案第16号、秋穂東、無償移転です。
申請人は、市内に居住する者です。
取得後の経営規模は195アールとなります。

議案第17号、江崎、有償移転です。
申請人は、市内に居住する者です。
取得後の経営規模は46アールとなります。

議案第18号、江崎、有償移転です。
申請人は、市内に居住する者です。
取得後の経営規模は1アールとなります。

議案第19号、江崎、有償移転です。
申請人は、長門市内に居住する者です。
取得後の経営規模は0.7アールとなります。

議案第20号、江崎、有償移転です。
申請人は、宇部市内に居住する者です。
取得後の経営規模は0.7アールとなります。

議案第21号、阿知須、有償移転です。
申請人は、宇部市内に居住する者です。
取得後の経営規模は101アールとなります。

議案第22号、徳地深谷、有償移転です。
申請人は、市内に居住する者です。
取得後の経営規模は71アールとなります。
議案第23号、徳地伊賀地、有償移転です。
申請人は、市内に居住する者です。
取得後の経営規模は13アールとなります。

議案第24号、徳地島地、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は317アールとなります。

議案第25号、徳地串、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は175アールとなります。

議案第26号、阿東生雲東分、無償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は37アールとなります。

議案第27号、阿東生雲中、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は2アールとなります。

以上の農地法第3条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、審査基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。御審議よろしくお願いいたします。

会長

事務局から議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

A 委員

議案第24号について、補足説明させていただきます。この4筆は土地改良のほ場整備対象農地となります。この農地の所有者を明確にし、エリアに入れないと事業ができないということでしたので、土地改良区の理事長が申請人となり、管理人を立てることとなりました。

た。去年の12月から丁度1年かかり、この度申請となったものです。

会長

他に意見はございませんか。無いようでしたら、以上で農地法第3条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第3条に係る議案については、「許可」といたします。

続きまして、農地法第4条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第4条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案19ページをお開きください。合わせて、参考位置図27ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第28号、秋穂東、集団的に存在する第1種農地に、駐車場を整備するものです。

なお、この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第4号に該当し、許可の対象となるものです。

また、令和6年9月頃から、農地法の許可を得ることなく駐車場として利用されていましたが、地区協議会で追認され、申請人からは今後農地法を遵守する旨の始末書が提出されています。

以上の農地法第4条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、審査基準に適合しております。また、川東地区協議会で協議した結

果、問題ありませんでした。御審議よろしく願いいたします。

会長

事務局から議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

【意見等なし】

会長

特に意見が無いようですので、以上で農地法第4条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について採決を行います。「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第4条に係る議案については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った上で「許可」とすることといたします。

続きまして、農地法第5条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第5条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案20ページをお開きください。合わせて、参考位置図28ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第29号、下小鯖、用途地域内の第3種農地に、事業所用地を整備するものです。この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第30号、大内御堀、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第31号、大内御堀、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第32号、大内長野、用途地域内にある第3種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第33号、大内長野、用途地域内にある第3種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第34号、大内長野、用途地域内にある第3種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第35号、大内長野、用途地域内にある第3種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第36号、大内長野、用途地域内にある第3種農地に、資材置場を整備するものです。

議案第37号、大内千坊五丁目、用途地域内にある第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第38号、宮野上、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第39号、宮野上、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第40号、宮野上、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第41号、宮野上、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第42号、宮野上、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第43号、宮野上、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第44号、宮野上、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、仮設の工事用道路を整備するものです。

なお、この事案につきましては一時転用であり、申請人からは令和7年12月12日を期限とする原状回復誓約書が提出されています。

議案第45号、宮野下、用途地域内にある第3種農地に、資材置場を整備するものです。

議案第46号、吉敷佐畑五丁目、用途地域内にある第3種農地に、駐車場を整備するものです。

議案第47号、朝田、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、事務所を設けるものです。

議案第48号、鑄銭司、現在一時転用中の農用地区域内の農地を、育苗スペース・機械格納庫等として引き続き利用するものです。

この事案につきましては、農用地区域を対象とした農地転用ですが、一時的な転用であり、また、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるため、農地法施行令第11条第1項第1号に該当し許可の対象となるものです。

なお、申請人からは令和9年12月31日までに原状を回復する旨の誓約書が提出

されています。

議案第49号、鑄銭司、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、倉庫及び駐車場を整備するものです。

この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第50号及び議案第51号は同一事業者による同一事業のため、一括で説明させていただきます。

議案第50号及び議案第51号、嘉川、公共施設に比較的近い距離にある第2種農地に、コンビニエンスストア用貸店舗を建築し、法人に貸し付けるものです。

この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第52号、江崎、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第53号、阿知須、集団的に存在する第1種農地に、自己用住宅を建築するものです。

なお、この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第4号に該当し、許可の対象となるものです。

議案第54号、阿知須、用途地域内にある第3種農地に、駐車場及び進入路を整備するものです。

議案第55号、徳地堀、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第56号、徳地岸見、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

以上の農地法第5条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、許可基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしく願いいたします。

会長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

【意見等なし】

会長

特に意見が無いようですので、以上で、農地法第5条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。すべて「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第5条に係る議案のうち議案第29号、議案第31号、議案第48号、議案第49号及び議案第53号については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った上で「許可」とし、その他については「許可」といたします。

続きまして、事業計画変更に係る議案についての審議を始めます。

事業計画変更に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案35ページをお開きください。合わせて、参考位置図49ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

事業計画変更第1号、鑄銭司、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

この事業計画変更については、事業委託元の事業拡大意向を受け、大型車駐車場を増やすとともに、計画の所要面積の変更を行うものです。

事業計画変更第2号、江崎、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

この事業計画変更については、申請地内の竹藪が想定より広範囲にわたって生い茂っており、将来的に発電設備の安定性に影響を及ぼす恐れがあることから、パネルの設置場所を調整するとともに、パネル設置枚数を減らす変更を行うものです。

事業計画変更第3号、徳地小古祖、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

この事業計画変更については、当初計画していたパネルが廃盤になったため、代わりのパネルに変更するとともに、事業期間を延長するものです。

以上の事業計画変更につきましては、許可目的達成が困難になったことが、転用事業者の故意又は重大な過失によるものでないと認められるとともに、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、承認の基準に適合しております。また、川東、川西、徳地地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願いいたします。

会長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

【意見等なし】

会長

特に意見が無いようですので、以上で、事業計画変更に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、採決を行います。事業計画の変更を「承認」することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました事業計画変更に係る議案については、「承認」といたします。

続きまして、相続税の納税猶予適格者証明についての審議を行います。事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、議案38ページを御覧ください。合わせて参考位置図52ページをお開きください。申請地、申請人、申請内容等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第60号、宝町及び矢原、用途地域内にある第3種農地及び公共施設に近接する第2種農地です。

父の死亡により農地を相続し、引き続き農業経営を行うものです。

相続税の納税猶予適格者証明については、以上です。

御審議よろしく願いいたします。

会長

事務局からの議案説明が終わりましたので、議案審議に入ります。それでは、委員の皆さんから意見等があればお願いします。

【意見等なし】

特に意見が無いようですので、採決を行います。

納税猶予適格者証明について、証明書を発行することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました納税猶予適格者証明に係る申請については、証明書を発行することといたします。

続きまして、農用地利用集積計画についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案39ページをお開きください。

議案第61号、農用地利用集積計画について説明いたします。

地区協議会において、協議していただいたとおり、

合計406筆 370,437㎡です。

なお、今月はこのうち1筆379㎡の所有権移転申請がございました。

詳細は議案40ページの記載のとおりです。

計画申請の内容は、山口市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

御審議よろしく願いいたします。

会長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見等なし】

会長

特に意見が無いようですので、採決を行います。只今審議しました農用地利用集積計画について、「決定」とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手】

会長

全員挙手と認め、農用地利用集積計画については、山口市の計画どおり「決定」とします。

続きまして、農用地利用配分計画に対する審議を行います。
事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案 41 ページをお開きください。

議案第62号、農用地利用配分計画に対する意見聴取について説明いたします。

地区協議会において協議していただいたとおり、

合計366筆 313,447㎡です。

計画申請の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。御審議よろしく願いいたします。

会長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見等なし】

会長

特に意見が無いようですので、採決を行います。只今審議しました農用地利用配分計画について、「異議なし」と回答とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手】

会長

全員挙手と認め、農用地利用配分計画については、「異議なし」として、山口市に回答します。

続きまして、議案第63号、山口市農地利用最適化推進委員の辞任についての審議を始めます。

このたび、中川推進委員から辞任届けが提出されました。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案42ページをお開きください。

農業委員会等に関する法律第23条の規定により推進委員は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て、推進委員を辞任することができるとなっております。辞任の理由が正当であるかどうかは、農業委員会が社会通念に従い一般の良識にもとづいて判断するとなっております。

中川委員の辞任理由は、体調不良により、農地利用最適化推進委員の職務を行うことができなくなったためとなっております。

説明は以上でございます。御審議よろしく願いいたします。

会長

事務局から議案説明が終わりましたので、審議に入ります。

それでは、委員のみなさんの意見を求めます。よろしくお願いします。

体調不良とのことですので、辞任はやむなしと考えます。

会長

特に意見が無いようですので、以上で、推進委員の辞任についての議案審議を終わります。ただいま審議しました議案第63号に「異議なし」とする農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手】

会長

全員挙手と認め、中川推進委員の辞任は認められました。

続きまして、現況証明についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案43ページをお開きください。合わせて、参考位置図55ページを御覧ください。

議案第64号から議案第70号について、一括で説明いたします。

北部地区2件、中央地区3件、川西地区2件の議案です。

いずれも登記地目を変更し、非農地のまま利用するものです。

議案第64号から議案第66号、議案第68号及び議案第70号については、昭和45年10月以降で20年以上経過しているため、本日の会議にお諮りするものです。

議案第67号及び議案第69号については、荒廃で面積が500㎡以上のため、本日の会議にお諮りするものです。

御審議よろしく願いいたします。

会長

それでは、議案審議に入ります。

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【委員挙手】

会長

特に意見が無いようですので、採決を行います。現況証明を発行することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手】

会長

全員挙手と認め、現況証明を発行することといたします。

以上で本日の議案審議はすべて終わりました。

次に、報告事項に入ります。事務局より報告をお願いします。

事務局

お配りしております報告第1号の農地法関係各種届出および通知の一覧表を御覧ください。12月分の受付状況は記載のとおりです。

また、報告第2号の山口県ネットワーク機構への意見聴取事案については、記載のとおり全て適当との回答がありました。

報告については以上です。

会長

只今事務局から報告がありましたが、各委員さんから質問・意見等がありましたらお願いします。

【意見等なし】

会長

以上を以て、令和6年度第10回山口市農業委員会総会を終了いたします。

最後に事務局から連絡事項等、何かありますか。また、各委員さんから何かございますか。

【意見等なし】

会長

それでは、本日の日程を全て終了します。お疲れ様でした。

以上、令和6年度第10回山口市農業委員会総会議事録である。

令和 6 年 12 月 13 日

この議事録は正当であって決議事項に相違ないことを認める。

会 長 安田 敏男

署名委員 徳田 文雄

署名委員 中川 恵美子

記 録 者 多田 厚